2　前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	接続会計規則別表第三整理された資産	自らの接続会計規則別表第三整理された資産並びに第十六条第一項の承認を共同して受けた他の事業者（以下「共同設定者」という。）の接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産
第六条第二項	係る貸借対照表計上された	係る自らの貸借対照表計上された額及び共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の
第七条第二項	接続会計規則別表第三記載された費用	自らの接続会計規則別表第三記載された費用及び共同設定者の同表の移動電気通信役務収支表に記載された費用
第八条第二項	当該法定機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本	当該法定機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋自らの運転資本＋共同設定者の運転資本
第八条第三項	接続会計規則別表第二帳簿価額	自らの接続会計規則別表第二帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額
第八条第四項	第二種指定電気通信設備	自らの第二種指定電気通信設備及び共同設定者の第二種指定電気通信設備